

# 令和5年第10回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年10月6日(金) 午後1時30分から午後2時5分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (16人)

会 長 20番 谷 則男

委 員

1番 岡本 三枝子

3番 北澤 良祐

4番 菊岡 祐一

5番 奥村 郁雄

6番 稲田 正文

7番 田村 勝美

8番 小出 正和

10番 森澤 明

11番 太田 健市

12番 中川 善宏

14番 奥 哲郎

15番 森島 孝司

16番 吉田 真己

17番 畑中 恭伸

18番 新井 泉次

4. 欠席委員 (4人)

2番 中村 貴子

9番 阪部 幸弘

13番 中村 安秀

19番 木村 正樹

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第29号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 5 議案 第31号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日 程 第 6 議案 第32号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 7 報告 第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 8 報告 第20号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児  
事務局 岡 正樹  
事務局 村井 萌晟  
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 (議席番号2番 中村 貴子委員、9番 阪部委員、13番 中村 安秀委員、19番 木村委員から欠席届が提出されています。) 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中10名、推進委員6名中6名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。
会長	(挨拶)
会長	先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和5年第10回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。
会長	日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。
会長	日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし)  異議なしとのことなので、5番 奥村委員、6番 稲田委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。
会長	日程第3、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号12番について事務局から説明いたします。
事務局	受付番号12番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●● ●●● ●● ●●●で

す。

権利の種類は3条の無償移転です。世帯内の移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。所有されている農地は家族で管理されており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号12番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

日程第4、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番の説明の前にこれまでも説明させていただきましたが、農地法第5条の許可申請は市街化調整区域内において、所有権移転を伴う、農地から農地以外のものに転用するための申請となります。

受付番号3番について説明します。

土地の所在は、城陽市観音堂 地目は畑 面積は499平方メートル

譲渡人は、千葉県松戸市 ●●●● ●●●●

譲受人は、京都府福知山市 ●●●●●●●●●●●●●●

資料1に位置図等を添付しております。

業務範囲の駐車場不足に対応するため、露天駐車場として利用する。

市街化調整区域、農業振興地域外、農用地ではありません。

現況は畑、西側は畑、北側、南側は道路、東側は宅地です。

隣接農地へ土砂、雨水の流出が無いよう、西側に土留めブロックを設置し、排水勾配を東へ流し、浸透柵へ排水することにより処理を行います。

汚水・生活雑排水はありません。

隣接農地所有者からの同意書の添付はありませんが、同意書は法定必要書類でなく、京都府とも相談した結果、委員会として隣接農地への被害防除や雨水対策が十分だと判

断できれば転用許可はやむを得ないとなったため、議案として上程したものです。

管理課からは、

- ・申請地北側及び南側に存する市道を取り込まないよう注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いします。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

農政課からは、周辺農地に影響が出ないように願います。

環境課からは、現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●  
●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。前回からの継続案件であり、事務局の説明どおりで同意書の件についても、やむを得ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 受付番号4番について説明します。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積は204平方メートル

譲渡人は、宇治市大久保町 ●● ●●

譲受人は、城陽市寺田 ● ●●

資料2に位置図等を添付しております。

土木建築業を営む実弟が建設資材等の置場として利用する。

市街化調整区域、農業振興地域外、農用地ではありません。

現況は畑、西側、南側、東側は山林、北側は宅地です。



事務局 これまで当該地は共有地でしたが、今回、単独で所有されたため新規設定となります。借受人は以前からこの農地を賃借し、適正に耕作、管理されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号62番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第6、議案第32号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況確認についてを上程し、受付番号9番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号9番の説明の前に「相続税の納税猶予制度」の説明をいたします。相続税納税猶予制度とは、農地の相続人が農業経営を継続する場合に、一定の要件の下で農地等の相続税が猶予される制度で、農業委員会の役割として制度の適用から継続、相続税の免除等まで相続税納税猶予農地の状況の把握等を行っています。

今回の場合、税務署から制度適用を受けている農地の相続税納税猶予期間満了に伴う相続税免除のための利用状況の確認依頼があったため、担当委員と現地調査を行ったものです。調査した利用状況は定例総会后、税務署に報告するものとなっています。

受付番号9番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市枇杷庄 ● ●●です。

資料3に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、事務局から報告をお願いします。

事務局 現地確認を行いました担当委員からは問題なしとの報告を受けておりますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

日程第7、報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号48番から49番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号48番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

受付番号49番について説明します。

内容は議案書のとおりで小作権の相続です。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

会長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

日程第8、報告第20号 農地法第5条第1項の規定による届出について専決しました。受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号3番について説明します。

土地の所在は、城陽市富野 地目は田 面積は653平方メートル

譲渡人は 神奈川県横浜市 ●● ●●、東京都昭島市 ●● ●●●●です。

譲受人は 東京都新宿区 ●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

露天駐車場として使用するためです。

隣接地に農地はありません。雨水は敷地内で自然浸透とします。

環境課

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課

- ・申請地北側に存する市道を取り込まないよう注意してください。
- ・申請地西側に存する排水路を取り込まないよう注意してください。

- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願い致します。
- ・排水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願い致します。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されております。

資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。周囲は宅地であり周辺に影響もないので問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

ただ、駐車場への進入は側溝の暗渠をまたいで通行することになるので、暗渠が破損しないようにして頂くようお願い致します。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

申請人に対して工事を行う際には、側溝の暗渠を破損しない対策を講じるようにとの意見を付け加えておいて下さい。

事務局 申請人に対して、意見を付け加えておきます。

会 長 ご意見・ご質問がないようですので、受付番号4番につきましては、譲受人を変更されるため、届出の取り消しをされました。再度、譲受人を変更されて申請されます。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第10回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。



城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員